

令和7年度 富山県地域医療再生修学資金貸与制度のご案内



富山県では、将来、富山県内の公的病院等の小児科・外科（※1）・産科・麻酔科・救急科・総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）の医師を育成する観点から、医学生の方に対して、地域医療再生修学資金を貸与する制度を設けています。

令和6年度より、富山県外出身者の方も貸与対象となりましたので、将来、県内の公的病院等の小児科医等を目指す方は、是非、ご活用ください。

* 日本学生支援機構(日本育英会)の奨学金との併給は可能です。

1 募集内容

区 分	【前期コース】	【後期コース】
貸与の対象	大学1～4学年の医学生 県内の公的病院等において診療に従事する意志のある方	大学5、6学年の医学生 県内の公的病院等の小児科、外科（※1）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）において診療に従事する意志のある方
貸与期間	大学4学年まで	大学6学年まで
貸与金額	月額 50,000円 利率 年5% (1学年の医学生は、入学月加算額 300,000円の貸与を受けることができます。)	月額 100,000円 利率 年5%
返還免除	県が別に定めるキャリア形成プログラム（※3）に基づいて、 ・県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。 ・臨床研修修了後、直ちに県内の公的病院等の医師として勤務し、その期間が貸与期間の2倍に相当したとき、返還が免除されます。	県が別に定めるキャリア形成プログラム（※3）に基づいて、 ・県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。 ・臨床研修修了後、直ちに県内の公的病院等の小児科、外科（※1）、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）の医師として勤務し、その期間が貸与期間の1.5倍に相当したとき、返還が免除されます。
募集人数	20名 ・富山県出身者枠 15名 ・富山県外出身者枠 5名	10名 ・富山県出身者枠 5名 ・富山県外出身者枠 5名

前期コース及び後期コースの両方の貸与を受けられた場合、返還免除については、後期コースの返還免除の取扱いと同じになります。

- (※1) 外科とは、新専門医制度の基本領域における「外科」のみを指し、整形外科、形成外科は含みません。基本領域「外科」を修了した後、専門分野に従事する場合は、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科を対象とします。
- (※2) 基本領域「内科」を修了した後、「感染症」の専門分野に従事する場合は対象とします。その場合に限り、修学資金の返還を免除します。(基本領域「内科」を修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合、基本領域「内科」の従事期間も返還免除の対象とはなりません。)
- (※3) キャリア形成プログラムとは、修学資金の貸与を受けて、卒業後医師免許を取得した者を対象として、地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師不足地域・診療科の解消を目的として、富山県が主体となり策定された医師の就業に係るプログラムです。

2 募集期間 令和7年4月28日（月）～6月30日（月）まで※郵送の場合、当日消印有効

3 申込・問合せ 富山県 厚生部 医務課 医師・看護職員確保対策係

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3218（直通）

E-mail doctor-t@esp.pref.toyama.lg.jp

※申請書様式は富山県厚生部医務課のホームページからダウンロードできます。

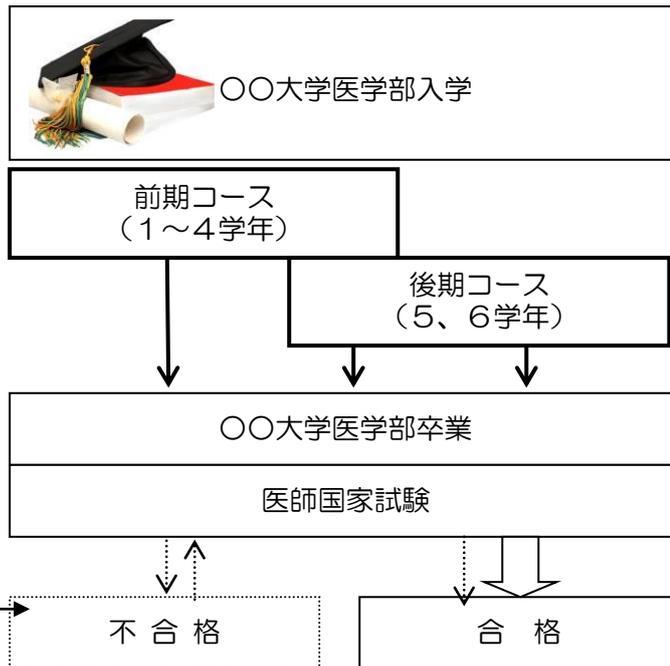
とやまの医師確保対策

検索

※富山大学の方は、杉谷地区事務部学務課へ書類を提出してください。

◇富山県地域医療再生修学資金貸与制度について◇

◆フローチャート◆



【貸与額】
 前期コース 月額5万円
 後期コース 月額10万円
 ※1年生の入学月のみ
 30万円を加算します。

卒業後2年以内に医師免許を取得しない場合は、返還となります。

県外の基幹型臨床研修病院のプログラムを選択した場合は、返還となります。

県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加

富山県内で医師として勤務

- 前期コースのみの貸与を受けた場合
県内の公的病院等で勤務
- 後期コースのみの貸与を受けた場合
県内の公的病院等の小児科・外科（※1）・産科・麻酔科・救急科・総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）で勤務
- 前期・後期コースの両方の貸与を受けた場合
県内の公的病院等の小児科・外科（※1）・産科・麻酔科・救急科・総合診療科、脳神経外科、感染症内科（※2）で勤務

外科（※1）、感染症内科（※2）の詳細については、表面をご覧ください。

県外の医療機関、小児科等以外の医師となった場合には、修学資金は全額返還となります。

3年以上勤務した場合
一部返還免除成立

全額返還免除成立

○前期コースのみ	貸与期間の2倍	勤務した場合
○後期コースのみ	貸与期間の1.5倍	勤務した場合
○前期・後期コースの両方	貸与期間の1.5倍	勤務した場合



引き続き、富山県で医師としてご活躍ください。

この制度についてご不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。
 〒930-8501（県庁専用郵便番号）
 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部 医務課 医師・看護職員確保対策係
 電話：076-444-3218 E-mail：doctor-t@esp.pref.toyama.lg.jp